

開局時間のご案内

月・火・木・金 : 8:30~18:00

土・日 : 8:30~12:30

定休日 : 水・祝祭日

●夜間・休日等加算の対象時間
日曜日(8:30~営業終了まで)

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算:18:00~22:00 6:00~8:00

深夜加算 :22:00~6:00

休日加算 :日曜日(当番日13:00以降)・祝祭日・年末年始(12月30日~翌年1月3日)

保険
薬局

うさぎ薬局 大仁店 緊急連絡先(転送電話) 0558-75-5520

開局時間のご案内

月・火・木・金 : 8:30~18:00

土・日 : 8:30~12:30

定休日 : 水・祝祭日

当薬局では、適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や
未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

日頃からご利用いただいている皆様、および
近隣の皆様へ、お薬相談や健康チェックを承ります。
どうぞお気軽にお越しください。

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、
薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。
短期の利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。
医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

保険薬局

夜間・休日等加算の対象時間

日曜日(8:30~営業終了まで)

営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算:18:00~22:00 6:00~8:00

深夜加算 :22:00~6:00

休日加算 :日曜日(当番日13:00以降)・祝祭日

年末年始(12月30日~翌年1月3日)

当薬局では患者様に質の高い医療を提供するために、
医療DXを積極的に推進しています。

近隣連携薬局

うさぎ薬局 修善寺店

伊豆市小立野 90-1 0558-73-2345

うさぎ薬局 中伊豆店

伊豆市下白岩 85-1 0558-79-3230

うさぎ薬局 大仁店 緊急連絡先(転送電話) 0558-75-5520

うさぎ薬局大仁店の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬 局	開設者	株式会社 うさぎ薬局 代表取締役 白石誠一郎	
許可番号	東保A第1－224号	許可年月日	令和2年4月7日	
有効期間	令和2年6月20日～令和8年6月19日			
所在地	静岡県伊豆の国市吉田354－4			
管理薬剤師氏名	[REDACTED]			
勤務する薬剤師	[REDACTED] [REDACTED]			
勤務する登録販売者	[REDACTED]			
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品			
当薬局勤務者の区別	薬剤師 白衣 : 名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者 制服・診察衣(青): 名札に氏名及び「登録販売者」と記載 その他の勤務者 制服・診察衣(青): 名札に氏名及び「事務」と記載			
営業時間	月火木金 8:30～18:00 土曜・日曜 8:30～12:30 水曜日・祝祭日 定休日		営業時間外の 相談対応時間	緊急時はいつでも対応可
緊急時・相談時の連絡先	0558－75－5520（携帯電話に転送されます）			

許可番号 東保 A 第 1-224 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏名（法人にあつては、名称）

株式会社うさぎ薬局

薬局の名称

うさぎ薬局大仁店

薬局の所在地

静岡県伊豆の国市吉田 3 5 4 - 4

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第 4 条第 1 項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを
証明する。

令和 2 年 4 月 7 日

静岡県東部保健所長

安間



有効期間 令和 2 年 6 月 20 日 から
令和 8 年 6 月 19 日 まで

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導

医薬品

医療用から市販用が変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類

医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類

医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類

医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会
054-203-2023

静岡県薬務課
055-920-2107

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。
もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局スタッフにご相談ください。

調剤基本料3－イ 24点

後発医薬品調剤体制加算3 30点

連携強化加算 5点

医療DX推進体制整備加算2 8点

当薬局では、医療費の透明化と患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しております。
(明細書の発行を希望されない場合は、事前に申し出てください)

※平成30年より、公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております

処方箋受付回数は、月1800回以下、グループ内の薬局数300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月 4 万回未満です。

医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関から賃貸関係はありません。

後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制を整えています。

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 受給率50%以下などは△50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は△20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ロ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ニ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ホ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は△90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は△10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は△10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） "（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	△5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調剤料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
注射薬			21点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
内服用滴剤			7日分以下 190点 8～27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
無菌製剤処理加算			25点
中心静脈栄養法用輸液	○	1日につき ※注射薬のみ	10点
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合	69点 (6歳未満 137点)
麻薬		2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点 (6歳未満 147点)
麻薬等加算 (麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (") または 原液を無菌的に充填	69点 (6歳未満 137点)
自家製剤加算 (内服薬)		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤 液剤		1調剤につき	
自家製剤加算 (外用薬)		1調剤につき	7日分につき 20点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤 液剤			45点
自家製剤加算 (外用薬)		1調剤につき	90点
錠剤、H-F剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤 液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・外用薬・外用薬	90点
液剤			75点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算 (時間外、休日、深夜)		基礎額＝調剤基本料 (加算含) + 薬剤調剤料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100% (時間外)、 140% (休日)、200% (深夜)
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	7日分以下 4点、8～14日分 28点
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	－	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	－	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	－	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
麻薬管理指導加算			76点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	22点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	100点 5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	－	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①・③以外			
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 薬局照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を嚴重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を嚴重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅に訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。
短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外
518 単位/回

同一建物居住者
379 単位/回(2-9 人)
342 単位/回(10 人以上)

1 単位=10 円 10 単位=10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)
自己負担率や厚生労働省が定める地域により
金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外
650 点/回

同一建物居住者
320 点/回(2-9 人)
290 点/回(10 人以上)

1 点=10 円 10 点=10 円(1 割負担)30 円(3 割負担)
自己負担率により金額が変わります。
麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で
点数が異なります。

うさぎ薬局 大仁店 管理薬剤師

静岡県知事指定介護保険事業所 第 2240310363 号

TEL:0558-75-5520

FAX:0558-75-5521

緊急時→携帯電話へ転送(24 時間対応)

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導のサービスに係る重要事項説明書

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚労省令第37号第8条に基づいて、ご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	うさぎ薬局 大仁店（静岡県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	静岡県伊豆の国市吉田354-4
指定番号	2240310363
電話番号	0558-75-5520

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、うさぎ薬局 大仁店の薬剤師が適正な（介護予防）居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下のとおりです。

【（介護予防）居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方箋により薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
- ② もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師に遠慮なくご質問・ご相談してください。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下のとおりです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	6名	・常勤者（4名） 非常勤（2名） 勤務時間 午前8：30～午後6：00（月火木金） 午前8：30～午後0：30（土日）
事務員	5名	・常勤者（5名） 勤務時間 午前8：30～午後6：00（月火木金） 午前8：30～午後0：30（土日）

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下のとおりです。

担当薬剤師： ① [] ② [] ③ [] ④ []
責任者： []

- ① 担当薬剤師は常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業者はこのサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします）。

6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次のとおりです。

- ① 営業日 月火木金、土日。（国民の祝祭日および年末年始等は休業）
（12月29日～1月3日）を除きます
- ② 営業時間 月火木金：8：30～18：00
土日：8：30～12：30

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。
電話：0558-75-5520
- ② 必要に応じ、利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

【サービスの利用料は、下記のとおりです】

介護保険制度の規定により、以下のとおり定められています。

- ① （介護予防）居宅療養管理指導サービス費として
 - ・ 1回あたり 利用者1名の場合：518円（月4回まで）
利用者2～9名の場合：379円（月4回まで）
利用者10名以上の場合：342円（月4回まで）
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
 - ・ 1回あたり100円
- ③ 別に厚労省が定める者に対しては週2回、月に8回まで

※ 上記の他、医療保険での調剤費と薬代は別途ご負担となります。

9. 苦情申立・相談窓口

当事業所サービス提供にあたり、苦情や相談があれば下記までご連絡ください。

- ① 連絡先：0558-75-5520
- ② 担当者名： []

（乙） 当事業者は、甲1に対する（介護予防）居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、甲1、甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容および重要事項を説明いたしました。

（乙） （介護予防）居宅療養管理指導サービス事業者
事業所所在地 伊豆の国市吉田354-4
名称 うさぎ薬局 大仁店

個人情報の第三者に対する情報提供に関する同意書

うさぎ薬局 大仁店は、居宅療養管理指導の提供にて知り得た利用者様の薬学的情報及び生活歴等の個人情報を下記の目的のために第三者に提供することがあります。

利用目的

- ① 利用者様が利用する居宅サービス計画もしくは施設サービス計画の作成に関する情報提供
- ② 利用者様が利用する居宅サービスの提供に関する薬学的留意点等の情報提供
- ③ 利用者様が医療機関等に受診する際の情報提供
- ④ その他、薬剤師が緊急時に必要と判断した際の情報提供

以上のことに関してご承諾いただきますようお願い申し上げます。

静岡県伊豆の国市吉田 3 5 4 - 4

うさぎ薬局 大仁店

この契約の成立を証するために、利用者及び薬局が署名または記名押印のうえ、この契約書・重要事項説明書及び個人情報同意書を2通作成し、各自その1通を保有します

令和 年 月 日

- 1. 私は、契約書に基づき、この契約の成立を承諾致します。
- 2. 私は、重要事項等説明に基づき、サービス内容及び重要事項の説明を受け同意いたします。
- 3. 私は、個人情報の第三者への提供に関する上記の内容に同意いたします。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号（携帯可） _____



許可番号 東保 A 第 11-543 号

高度管理医療機器等販売業許可証

氏名（法人にあっては、名称）

株式会社うさぎ薬局

営業所の名称

うさぎ薬局大仁店

営業所の所在地

静岡県伊豆の国市吉田 3 5 4 - 4

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第 39 条第 1 項の規定により、高度管理医療機器等の販売業の許
可を受けた者であることを証明する。

令和 3 年 2 月 8 日

静岡県東部保健所長

安間 剛



有効期間 令和 3 年 2 月 8 日 から
令和 9 年 2 月 7 日 まで

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どここの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

労災保険
指定薬局

生活保護法指定

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



点眼容器 0円
水剤容器 30ml: 0円
60-500ml: 0円
軟膏容器 30g: 0円
スポイト 0円

患者希望による一包化



7日ごとに
340円
(最大**2400円**)

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による甘味料などの添加



1日分につき
0円

患者さん宅への薬の持参料・在宅医療の交通費



距離関係なく
0円

患者希望による服薬カレンダー



1日4回1週間分
0円

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。





とっても
簡単!

マイナンバーカード

1



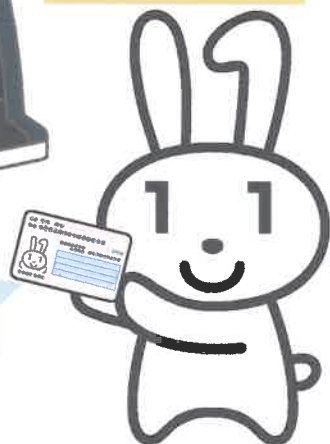
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

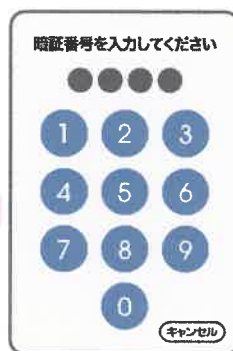
顔認証

顔を枠内に入れてください



暗証番号

暗証番号を入力してください



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を 利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

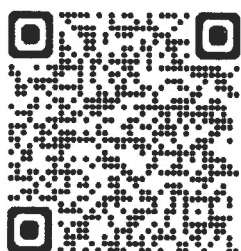
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



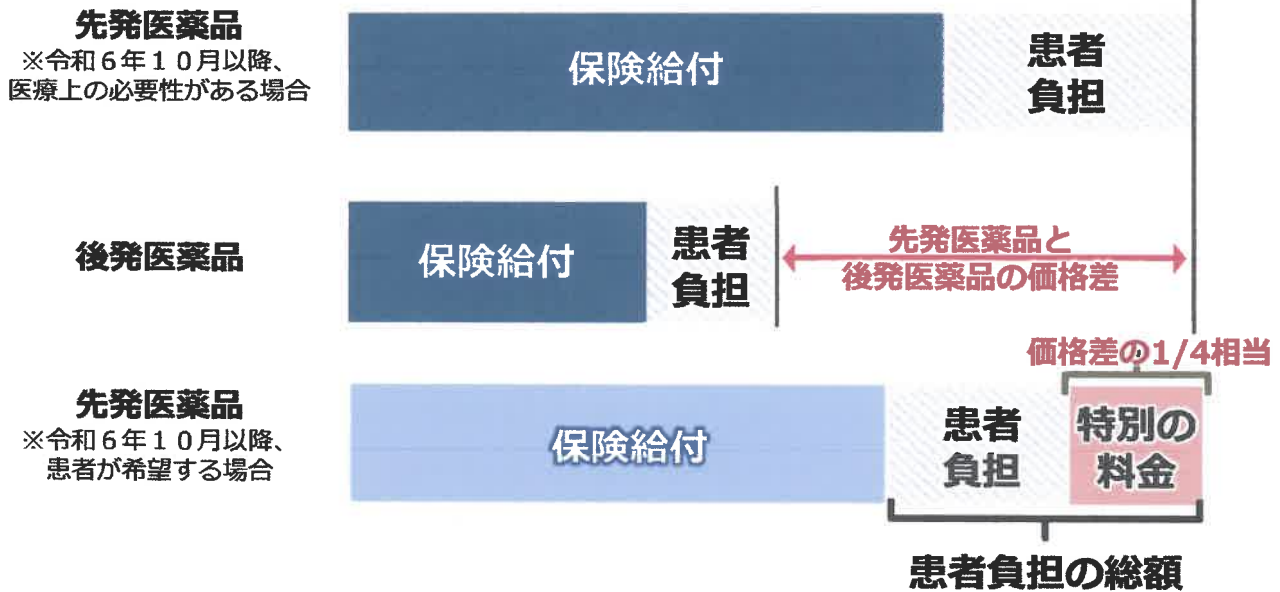
厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちようきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

健康保険証は

(令和7年4月時点)

12月2日以降新たに発行されなくなりました

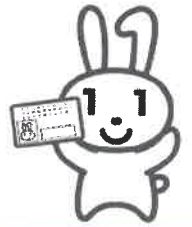
従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を
基本とするしくみに移行しています。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？



マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

○ 都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	有効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(校番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名	印			

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**従来の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2026年7月末までの暫定的な運用として、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなかった場合、**医療費が10割負担になることはありません。**



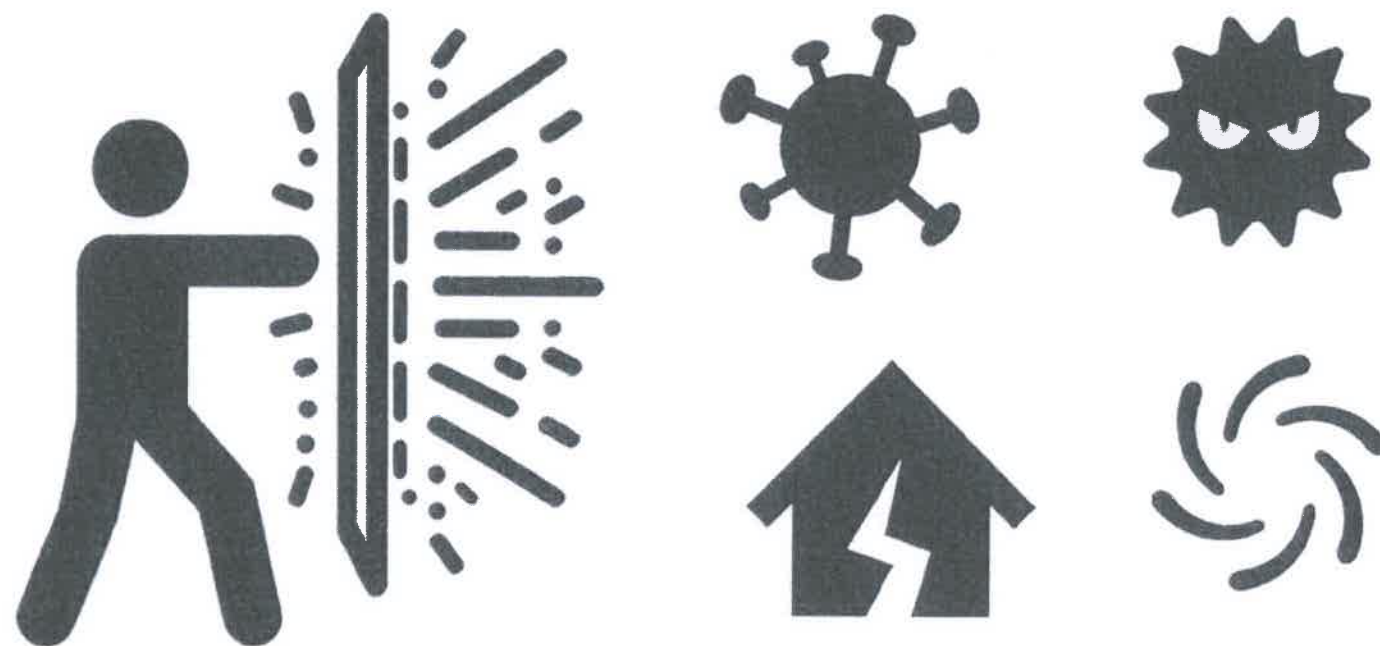
マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分~20時00分
土 日 祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。



- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。